

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本 コーチ倫理規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本(以下「SO日本」という。)が、知的障害のある人たち(以下「アスリート」という。)とコーチ、ボランティアほか一般市民が、日常のスポーツトレーニングや競技会、またはレクリエーションプログラムを通じて共に成長しながらアスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする団体であることに鑑み、SO日本のコーチの活動に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、SO日本の活動の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、SO日本の活動に対する信頼を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において、「コーチ」とは、SO日本が資格を定めた認定コーチ、スポーツトレーナー、ローカルトレーナー、ナショナルトレーナーおよびスポーツプログラムに参加するすべてのコーチをいう。

第2章 倫理委員会

第3条 (招集)

SO日本の理事長(以下「理事長」という。)は、必要に応じ、倫理委員会(以下「委員会」という。)を招集する。

第4条 (権限)

委員会は、認定コーチ、スポーツトレーナー、ローカルトレーナーまたはナショナルトレーナーの行為が第9条に規定する禁止行為(以下「禁止行為」という。)に該当するか否かを判断し、禁止行為に該当すると判断した場合には、禁止行為を行った認定コーチまたは各トレーナーを懲戒に処する決定をする。

第5条 (組織)

委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第6条 (委員長及び委員の任命)

委員長は、SO日本の理事のうちから理事長が任命する。

- 2 委員のうち1人は、SO日本の常務理事あるいは総務担当理事がこれにあたり、それ以外の委員は、SO日本のスポーツプログラム担当理事、危機管理担当理事、アスリート担当理事のうちから各1人ずつ理事長が任命する。

第7条（会議）

委員会は、委員長及び委員全員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、やむを得ない理由により委員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができ、これをもって出席とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第8条（報告）

委員会の協議内容及び決定内容は、委員長がSO日本の理事会（以下「理事会」という。）に報告する。

第3章 禁止行為

第9条（禁止行為）

コーチは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) スペシャルオリンピックス国際本部（以下「SO国際本部」という。）、SO日本または地区組織が開催する各種大会に参加したとき、その開催期間中に、飲酒、アスリートにかかわる場面での喫煙、アスリートの保護・安全確保・健康管理に対する責任の放棄、大会実施中の会場からの途中退場等、アスリートの安全を脅かす一切の行為。
- (2) 第1条に規定するSO日本の目的の達成を阻害する一切の発言または行為。

第4章 懲戒等

第10条（懲戒の事由）

認定コーチ、スポーツトレーナー、ローカルトレーナーまたはナショナルトレーナーが前条各号のいずれかに該当する行為に及んだ場合には、懲戒に処する。

第11条（懲戒処分の内容）

懲戒処分は、次の区分によるものとする。

- (1) 懲戒処分の対象者が認定コーチである場合
 - ア 初回 1年間の認定コーチ資格の停止および認定コーチ活動の禁止。
 - イ 2回目 認定コーチの資格の剥奪ならびにSO国際本部、SO日本または地区組織が行い、もしくは関与する一切の活動（以下「SO活動」という。）への参加の禁止。
 - (2) 懲戒処分の対象者がスポーツトレーナー、ローカルトレーナーまたはナショナルトレーナーである場合
 - ア 初回 2年間の各トレーナー資格の停止および各トレーナー活動の禁止。
 - イ 2回目 各トレーナーの資格の剥奪ならびにSO国際本部、SO日本または地区組織が行い、もしくは関与する一切の活動（以下「SO活動」という。）への参加の禁止。
- 2 前項各号アの処分を受けた者が資格停止及び活動禁止の期間経過後、認定コーチまたは各トレーナーとしてSO活動に復帰するには、SO日本指定の研修を受けた上、理事会の承認を得ることを要する。

第12条 (懲戒権者)

懲戒処分は、委員会の決定に基づき、理事会の承認を経た上、理事長がこれを行う。

第13条 (懲戒処分の効力発生時期)

懲戒処分は、理事長が当該処分を行ったときから効力を生ずる。

第14条 (懲戒処分の通知)

理事長は、懲戒処分を行った場合には、速やかにその旨を当該処分の対象者および同人が所属する地区組織ならびに全国各地区組織に通知する。

- 2 前項の通知は、書面の交付ないし送付をもって行う。

第15条 (不服申立て)

懲戒処分を受けた認定コーチまたは各トレーナーは、委員会に対し不服申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する不服申立ては、処分通知書を受領した日の翌日から起算して60日以内(末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日を最終日とする。)にしなければならない。
- 3 委員会は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内(末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日を最終日とする。)に会議を開かなければならない。
- 4 委員会は、不服申立てに理由があると認めるときは、当該申立てにかかる懲戒処分を取り消す決定をする。
- 5 委員会が前項の決定をしたときは、不服申立てにかかる懲戒処分は遡ってその効力を失う。
- 6 委員会は、不服申立てに理由がないと認めるときは、当該申立てを棄却する決定をする。
- 7 理事長は、委員会の第4項または前項の決定を、不服申立てを行った者および同人が所属する地区組織ならびに全国各地区組織に速やかに通知する。
- 8 前項の通知は、書面の交付ないし送付をもって行う。
- 9 同一の懲戒処分に対する不服申立ては、1回を限度とする。

第16条 (各地区組織における倫理規程の制定)

各地区組織は、SO日本の理事会の同意を得て、当該地区組織に所属するコーチの活動に係る倫理に関する規程を定め、または既にある規程を変更することができる。

- 2 各地区組織は、前項の規程を定めたときは、これをSO日本の理事会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

附 則

1. この規程の改廃は、理事会での承認をもって行う。
2. この規程は平成24年(2012年)12月6日から施行するものとし、同年4月1日から適用する。